

参議院地方行政・大蔵連合委員会會議録第一号

昭和二十五年七月十七日(月曜日)午後
一時二十五分開会

委員氏名

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

石村 幸作君 岩沢 忠恭君

高橋進太郎君 堀 末治君

安井 謙君 小笠原三三男君

相馬 助治君 中田 吉雄君

吉川末次郎君 西郷吉之助君

鈴木 直人君 岩木 哲夫君

竹中 七郎君 石坂 清一君

大蔵委員

委員長 小串 清二君

愛知 授二君 大矢半次郎君

岡崎 眞一君 九鬼敏十郎君

黒田 英雄君 清澤 俊英君

佐多 忠隆君 野濤 勝君

松永 義雄君 森下 政一君

小林 政夫君 小宮山常吉君

杉山 昌作君 高橋龍太郎君

山崎 恒君 木内 四郎君

油井賢太郎君 森 八三一君

木村八郎君

本日の会議に付した事件
○地方税法案(内閣送付)

〔岡本愛祐委員長席に着く〕

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政・大蔵連合委員会を開会いたしま
す。

地方税法案の審査を行います。本日
は岡野國務大臣の出席の予定でありま
す。

したけれども、只今衆議院の本会議に
出ております。尙衆議院におきまして
地方行政、農林その他四つの委員会の
連合委員会がございまして、それに出
席を要求されておりますので、こちら
へいつ上れるか予定がつかないと言
つて参りました。それで今日は地方税
法案につきまして政府委員から要綱の
説明並びに第七国会におきまして提出
されて否決になった地方税法案と本
案の相違点、そういうものにつきまし
て先ず説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) それでは地
方税法案の概略につきましてお話を申
上げたいと思ひますが、前回大臣から
提案理由の説明の中で相当詳しく申上
げておりましたので、前回の案につき
ましてはそれ〴〵御承知のことと思ひ
ますので、その後今回原案につきま
して政府として訂正を加えました点を
中心にいたしまして、お話を申上げた
と思ひます。お手許に差上げてござ
います地方税法案修正要綱というのが
あると思ひますが、修正につきまして
は、この新旧対象表の赤黒刷りの両案
の対象のものもございまして、その外
に地方税法案修正要綱というのがござ
います。これにつきまして大体お話を
申上げたいと思ひます。

今回の地方税法案につきまして、前
国会で御審議を頂きました法案に対し
て訂正を加えました点は、大別いたし
ますと三点あるのをごさいます。第一
点は、附加価値税の実施を一年間延期
いたしまして、その代りに現行の事業

税と特別所得税を取る、こういう関係
の訂正が第一点でございます。第二点
といたしましては、固定資産税の税率
とそれから償却資産の評価の点に関し
まして若干訂正をする、修正を加える、
これが第二点であります。それから第
三点といたしましては、提案の時期が
遅れました関係で、賦課期はなり納期
なりにつきましてそれ〴〵訂正を加え
る、これが第三の訂正点でございます。
大体この三点の入つております
点につきましてだけ訂正を加えまし
て、御審議を頂くように提案をいたし
た次第であります。

先ず第一点の附加価値税の実施を一
年間延期するといふ点でございます。
が、これは諸般の情勢に鑑みまして、
政府としては一年間延期いたしましたわ
けでございますが、その具体的な問題と
いたしましては、八月に入りまして、
仮にこの法案が国会を通過いたしまし
た場合に、遡つて一月一日からの附加
価値税を捕提して徴収し、而もこれは賦
課を予想いたしておりますから、その
後において賦課をいたして行くという
ことは、技術的にも非常に困難でござ
いますし、又従来全然ありませんなかつ
た全く新しい税でもございまして、
準備について万全を期したいとい
うような諸般の情勢を考慮しまして、一
年間延期をいたしましたような次第でござ
います。この代りに取りましますところの
事業税につきましては、どういふふう
に然らば調整いたしたかと申しますと
、大体附加価値税において予想した

してあります税額は四百二十億でござ
います。事業税につきましてはこれ
と同様に四百二十億という限度におき
まして、これを徴収するという建前
で、先ず第一に税率の軽減といふこと
を考へました。それから第二には、課
税の対象を附加価値税と同様にすると
いうこととありまして、第三には、免
税点を引上げたのであります。

先ず税率につきましては、普通法人、
特別法人、個人、それから特別所得税
の第一種、第二種いずれも一律に、こ
れは法定の府県市町村の本税、附加税
を合せました率に對しまして一律に二
割軽減をいたしております。更にこの
都市計画税といふのが、それ〴〵事業
税、特別所得税について現在課せられ
ておりますから、そういうものを合
せまるといふと、ここにございませ
ぬように、百分の十八といふのが個人
の負担になります現行の率でござい
ますが、それに対して百分の十二まで
下げるといふことになるわけでござ
います。これはいずれも皆法人、個人同様
でございます。尙事業税の電気ガス、
或いは運送業といふようないわゆる外
形標準の課税制度をとつておりますも
のにつきましては、やはり同様に二割
の軽減をいたしております。現在は収
入金額の百分の二といふことになつて
おりますが、それを百分の一・六と
いふふりにいたしておるのでありま
す。その点はここに書き加えてござい
ませんが、同様に下げておる次第であ
ります。

それからその次は課税の対象でござ
います。これは大体附加価値税と同
じように農業、林業を課税除外いた
しまして、更に主として自家労働によ
つて行ふ原始産業即ち畜産とか水産業
のやうなものでございまして、これに
對しましては事業税を課さないといふ
ことにいたしました。主として自家勞
力と申しますのは、年間の労働日数を
考へまして、その三分の二を本人並び
にその家族等の雇用にやらない労働に
よつてその事業をやつておるといふよ
うな、主として自家労働によつて行ふ
原始産業、こういうふうな運用をいた
して参りたいと、こういうふうな考
え方で立案いたしております。

それから免税点でございますが、こ
れは現行は四千八百円でございます。
これを約五倍方引上げて二万五千
円にいたしまして、これは所得税の基
礎控除と大体同じような線で抑えてお
るわけでございまして、
それからその次に、市町村民税のこ
とがございまして、これは最初に申上げ
ました第三点の、提案の時期の遅れま
した関係で訂正でございます。即ち賦
課期を、原案では六月一日になつて
おりましたのを八月一日にいたしま
す。と同時に、納期につきましては、
四期のを三期にいたしました。そ
うして九月、十一月及び一月の三期に
いたしておりますが、これは後刻申上
げます固定資産税との調整の関係を考
へまして、かようなふうないたしましたの

であります。二十六年度におきましても同様固定資産税の徴收時期との調整を考へておるわけでございます。

それから第一の税率の点でございますが、これは標準税率を、原案におきましては百分の一・七五ということでありましたが、これを一律に百分の一・七というふうに引き下げたのであります。これが訂正の最も大きな点の一つでございます。それから二十五年年度の固定資産税の税率は、御案内のごとく原案におきましては百分の一・七五の固定税率、一定税率を取つておつたのであります。これを百分の一・七の仮税率ということにしたのであります。仮税率と申します観念は全く新しい行き方でございますが、それは昭和二十五年年度の固定資産税の収入見込額が、全体といたしまして五百二十億を取れるか取れないかということとを判断の基準にいたしまして、五百二十億を大体取れるということであれば、この百分の一・七という税率を来年の一月になりましてそのまま確定する。併しなから五百二十億を相当に上回る、或いは相当に下回るといふ私共の立案の過程におきましては、相当に上回る、下回ると申しますのは、例えば五百二十億が五百三十五億になり、或いはこれが減つて五百五億というふうになりました場合におきまして、五百二十億取りましたために、一・七の税率を或いは一・七五に或いは一・六五にすることを財政計画上考へております。そして五百二十億の線に収まるようによいこととあります。要するに一応百分の一・七とあります。その取れ方を見ました上で百分の

一・七というものを再検討してそして確定する。そういう意味で仮税率を考へておるわけでございます。この相当に上回るといふ考え方をいたしましては、大体〇・〇五ぐらいの税率の移動を生ずるようなものを相当に上回る、或いは相当に下回ると考え、金額で申しまして十五億ぐらいのもので考へて行きたい。それ以下ならば特に要する必要はないと思ひますが、それ以上の変動を生ずるような場合におきましては、これを要するといふ考え方でございます。併しなから私共の考え方としては、これは百分の一・七、五百二十億ならば殆んど取れるであらう。かように考へておる次第であります。然らばこの五百二十億という数字の算定が非常に問題になつて来るわけでございしますが、これは法律のうちに書いてあります。これは全く同様の言葉で算定の方法を書き示しておるのであります。即ち新税の固定資産税のうち、土地及び家屋に對して課する部分の調定見込額の百分の九十の額と、償却資産に對して課する部分の調定見込額の百分の八十の額との合算額とする、更に旧税の地租附加税及び家屋税附加税に係る昭和二十五年年度における過半年度の調定分及び滞納繰越分の収入見込額、これらの新税、旧税の固定資産税に係るあります税全部を合算いたしまして五百二十億取れるか取れないかという計算をする。こういうふうにして計算するのであります。この計算は地方財政委員会が地方税法執行の責に當るわけでございしますから、そこで地方財政委員会が地方財政委員会の規則で、この税率を変更する、そういうふうにして考へるのであります。それから(3)であり

ますが、これは地方財政委員会がこのようにいたしまして、若し税率を変更したといふような場合におきましては、内閣と国会に報告せよということの規定はいたしておるわけであります。その次は、地方財政委員会が五百二十億という数字を計算いたしたため資料の収集の方法を書いたおるのであります。即ち本年の十二月末現在の固定資産税なり、地租附加税、家屋税附加税の収入見込額といふものを来年の一月十日までに市町村長は知事に報告する。知事はそれを取りまとめまして来年の一月二十日までに地方財政委員会に報告する。地方財政委員会はそれを又集計いたしまして、一月中に税率を如何にするかということを決めるといふふうにしておるのであります。

それからその次は、固定資産の評価及び固定資産税の納付の方法であります。この点につきましても相当大きな修正を加へておるのであります。先づ二十五年年度の償却資産に對して課する固定資産税でございますが、これは償却資産に關しましては、前国会におきましても大變御議論があつたところでございします。この償却資産の価格を決定するに關しては、客観的に決めるというふうにこれを客観的に決めるというふうにいたしておりました。本年といふことには、できるだけ簡便な機械的な価格の決定の方法をとることにいたしましたのであります。その点には後に申し上げますが、とにかくさうな仮決定をいたしました償却資産の価格を課税標準としまして、今年の十二月、来年の二月に二度に分けて

償却資産の方は納めて貰うことにいたしておるのであります。それから来年の九月になりました。正式に償却資産の価格を決定いたしました場合におきましては、来年の十二月中にこれを精算して、或いは可能額はこれを還付し、或いは充当する。足らなければ更に納付させる。こういうふうにして納付するのであります。そこで問題は償却資産の価格の決定の方法であります。これはやはり建前といたしましては、いわゆる時価によりましてこれを決定するわけでありまして、その時価の測定の方法といたしまして、ここにございますような帳簿価格、資産再評価法の規定による再評価額、それから納税義務者の申告した見積り価格、それから更に資産再評価法の規定による再評価額又はその相当額の百分の七十の額、この四つを判断の基準にいたしまして、償却資産の価額は、このいずれの額を下ることができな、こういうことになっておるのであります。これを更に併して申上げますと、要するに減価償却の基礎になつております帳簿価格なり、或いは再評価を行なつた場合の再評価額なり、或いは再評価を行わなかつた見積り価格、或いは再評価を行わなかつた見積り価格、或いは納税者自身の申告した見積り価格、こういうようなものが若しも資産再評価法の規定によりまして限度額の百分の七十を上回つておりますならば、例えばこれらの帳簿価格なり再評価額が百分の七十五とか或いは八十五とかでありますならば、それをそのまゝとて課税標準にする、こういうこととあります。併しこの限度額につきましては、疎虞化等の事情のあるものについてはその事情を考慮して定める。これは資産再評価法の規定と全く同じものを考へております。それから、さういふふうな疎虞化等の事情がございしますれば、百分の七十という限度額自体が相当事情に即するごとく定められると思ふのであります。この点において償却資産の評価の調整が一つ考へられております。

併しそれよりも尙遊休未稼働資産等につきましては、足らん部分があるであらう、事情が非常に複雑な点があるであらうという点を予想いたしまして、更にこの百分の七十という額を下す方法を考へておるのであります。これには二つございまして、一つは、地方財政委員会が価格を決定いたしました場合に、百分の七十を下すという場合の価格を決定いたしました場合に、この百分の七十という額を下すという方法であります。前者の地方財政委員会がこの価格を決めますものは例外で、これは御承知のごとく二市町村以上を亘つて移動をいたしますとか、道路の例えに船舶でございしますとか、鉄道の車両でございしますとか、或いは建設用の資材といふようなものであります。或いは鉄道軌道といふような二市町村以上に亘つて所在をいたしておりますような、さういふようなものであります。こういうものは地方財政委員会が直接価格を決めて配分をするわけでありまして、又二つは、大規模な発電施設でありますとか、大規模の工場でありますとか、さういふようなものであります。これも近隣の市町村にその価格を配分いたすわけであります。さういふような地方財政委員会が直接決めますところの償却資産の価格につきま

達しないというような、事態の比較的に
軽いものにつきましては、地方財政委
員会の許可を要せずして、地方議会の
議決だけで市町村長がこれを低く評価
することができるといふふうにいたし
ておきます。このような方法によりま
して、償却資産の価格の決定につきま
しては、相当実情に即する決定が可能
ではないかと考えているのであります
す。併しこれはいずれも仮にやります
ところの決定でございまして、これを
更に来年度になりましてから最終的に
に価格を決めることになるのでありま
す。

その次は(2)のところで二十五年度及び二十六年度分の固定資産税に附り、免税点は、土地、家屋及び償却資産ごとに各一万円とすること。これは原案におきましては、免税点を三万円と

それからその次は、固定資産税の納期でございますが、二十五年分は、土地、家屋につきましては八月と十二月と二月、この三回に分けて納める、かように納期を変更いたしました。併しながら償却資産につきましては、その前提として価格を仮に決定をいたさなければならぬ手續がございますので、八月に取ることは困難であります、す仮決定をいたしましたから取るわけでございますので、十二月と二月というふうに、二回に分けてこれを取るようにいたしております。

それから二十五年度分の固定資産税

を課すべき償却資産及び二十六年度分の固定資産税を課すべき固定資産の価額は、二十六年九月末日までに決定をする。二十五年度分の土地、家屋につきましては、九百倍の倍率ですでに確

たしております。そうして四月、六月八月は、農地以外の土地及び家屋に対して課する分にありましては賃貸価格の九百倍、一応九百倍という価額でこれを取ります。それから農地につきましては、例の公定価格を基礎にいたしまして取るのでありますが、これは正倍に相当する、九百倍に相当するものであります。これは公定価格でを定めます。それから償却資産に対する課税につきましては、前年度の仮決定の価格を一応そのまま使つて参りました。そうして四、六、八は、更に仮納付

させることにいたしました。おそれおそれます。そうして九月末日までに正式に価格が決まりますから、それに基きまして税率を掛けて、十二月に清算するということにいたしました。おそれおそれ

まして訂正を加えた点でございます。
○委員長(岡本愛祐君) 以上の説明
対しまして御質疑ございませんか。
○野澤勝君 二点ばかりお聞きした
のですが、今の固定資産税の中で、土
町村長が価格を決定するときは、す
に對して百分の七十の額の以下にす
ることができるという、その具体的
容はどういうものがありますか。地
財政委員会については分つたです
ね。地方財政委員会の方は、あれは
道であるとか、発電所とかいうこと
分つたのだが、市町村長のあれは例
ばどういうようなものです、あなた
考えているあれば……

○政府委員(鈴木俊一君) 償却資産
中で、先程中上げました地方財政委
会、がやりますもの以外は、すべて事
の用に供します資産は市町村長が

○野溝勝君 もう一点お聞きして置
のですが、第五のとこなんです。こ
は新聞や何かに出ておらんだが、
れを見ると今度は土地、家屋の賃貸
格の九百倍、私は農地はこれは外ず
れておると思う。ところが農地もこ
じややはり課税せられるわけですな
○政府委員(鈴木俊一君) 農地につ
ましてこそその通りでございます。
○野溝勝君 それからもう一点聞き
す。最後の地方税の標準税率ですが
これは従来の私決のとときは違つて

たのですが、地方債に求めることができることになっておるが、地方債の休養というものがあるわけだ。主権的象徴にこれを地方債といつても可

わりたいと思います。尚イギリス、アメリカその他の先進諸国は、この税をどのような団体に配分しておるかということもお尋ねいたしたい。尚固定資産税を府県税から市町村の普通税に移しましたために、工業の発達していません府県におきましては、附加価値税と入場税と遊興飲食税が都道府県税の主体となりまして、殆んど農村といった

改めてその資料を早急に我々のところに提示することを要求すると同時に、新らしくこの法案が提案されておるといふ観点に立つて、特に今後注意して、重大なる問題については時間の節約その他もあるからして、そちらから積極的に十分にして我々をして満足せしめる説明して呉れることを要求、希望して置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 相馬君に申し上げます。御要求のシャウブ勧告案、それから第七国会における地方税法案に対する公聴会の記録、これは集めておられます。これは全部が事務局にありませんで、今方々探して集めているのではありません。シャウブ勧告案の方も今府に要求いたしましたところ、これも余部がないということで今集めてまいりますからもう少しお待ちを願います。

す。
○中田吉雄君 固定資産税を府県税
ら市町村民税に移した理由を妥当と
われるかどうかについてお尋ねい
したいのですが、土地と家屋は大体
在の傾向が少いのですが、償却資産
つきましては極めて地域的偏在の多
稲種なであります。こういうもの
私はむしろ府県税として保留した方
妥当ではないかという考えを持つ者

○政府委員(鈴木俊一君) 固定資産をどうして府県から市町村に移したというお尋ねでございますが、固定資産は、従前の地租・家屋税に更に償資産に対する課税を加えました。この定資産税は、やはり地方税の中では町村民税、附加価値税と共に、まあ大税目と考えていいものと思うのであります。そこで今御意見の中にもご

いましてが、諸外国等はどうか考えておるかということでございますが、大体アメリカ等におきましては、市町村の税源の最も主要なるものがこの財産税であり、大体多いところでは七、八〇％、少いところでも四、五〇％といふものがこの財産税に依存をしておるというような状況でございます。シャウブ勸告の精神におきましては、市町村を飽くまでも地方自治の中核と考へまして、市町村を先ず第一義的に強化する。従つてここに四百億の新たな税源を興えるというようなことから考へますというところ、やはりこの三つの税の中で、どれをどういふうに分けたらよろしいかということになりますならば、勢ひ固定資産税というようなもの、府県よりもやはり市町村の方に分けざるを得ないのではないかと。少くとも附加価値税を市町村に持つて行きますよりは、固定資産税を市町村に持つて行つた方がむしろ合理的である。かような考え方で固定資産税を専ら市町村が取るような形にいたしましたのでございます。

それから第三点の農業県等におきまして、工業なりが発達しておらず、又都市の少ないような県におきましては、府県に対する税を納めるという割合が非常に少くなるという御指摘は全くその通りでございます。この点は確かに一つの将来考慮しなければならぬ点と申せばそうだと思うのであります。ただ今回は地方税負担の全体の負担の合理化、均衡化ということを一面的に考えておりまして、やはり飽くまでも庶民的に全体の国民が均衡のとれた税負担をする、こういう点から考えますというと、やはりこのよ

うなところで、そのために特別に何か
税を考へるということとは必ずしも適当
でない。地方団体の財政力の不均衡を
調和いたしますための方策としては別
に地方財政平衡交付金という制度を持
つておるわけございますから、それ
によつて調整をして行くというふう
うにまあ考へておるわけございま
す。

○大矢次郎君 附加価値税の実施を一年延期して、それに加えるに事業税を以てしてゐる。従来、事業税の税率を或る程度軽減いたしまして、総額において四百二十億というのは分りますが、併し附加価値税と事業税とは、その内容、課税標準は違つてゐるからして、従つて全国のトータルにおいては同額でありまして、各府県別に見ますと、大分でこぼかがあると思つてあります。そういう方面に対してはどういうふうに処置して行かれるつもりでありますか。或いは平衡交付金の配分の基準を変更するというような必要が起つて来るのでなからうかと思ひますがこれに關してお答えを願ひま

す。○政府委員(鈴木俊一君)　ちよつと御質問の趣旨を、或いは誤解いたして申上げるかも知れませんが……ちよつと恐縮ですが、いま一度お願いいたします。

○大矢半次郎君 附加価値税の実施を一年延期して、これに代るに事業税を以てする、而して従来の事業税の税率を或る程度軽減いたしまして、総額において附加価値税を本年度から実施したのと同額を徴収するということは分ります。四百二十億を目標としておる。然るにそれは全国の総計においてはそ

うなりますけれども、申すまでもなく附加価値税でも、地方税でも各府県で徴収するのでありますからして、各府県ごとに見ると、可なりでございまして、出て来ると思うのであります。この調整を図る必要があるのではなからうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘の総額において四百二十億を取るにいたしまして、附加価値税と事業税と

では、それ／＼各府県の実際の取れる額というものは、まさにお話のごとく違つて来るわけでございます。殊に収益を基礎にするとか、附加価値額を基礎にするということでございますから、御案内のごとく、まさに違つて来るわけでございますが、これの徴税は、やはり、地方財政平衡交付金におきまして、これをいたすことにいたしております。地方財政平衡交付金は基準の財政収入額と基準の財政需要額とこれを両方算定をいたしまして、その需要額に達しない差額を平衡交付金という形で補填をするわけでございます。この基準財政収入額を測定いたします際には、法定の税目につきまして

課税標準をどういうふうに押え、徴収率をどういうふうにするかということ、を私共計算をいたしまして、それでやつて参るわけでございます。それで今年度原案を変更いたしましたして、事業税を取るといふことにいたしましたの

で、若しも事業税を取るという場合におきましては、どういふふうに課税標準を押え、どういふふうに行くかというところは、今地方財政委員会の方でいろいろ実際の計算方式を立案中でございます。この法案が若し通りますならば、それを実施の段階に移して行きたいというふうに考えております。

○大矢半次郎君 次に固定設備の購入費を一遍に特定支出を立てることについで、大麥に論議があつたと思います。これも実施を一年延期することによつてその弊害が顯著に現われて来ると思うのでありますが、例えば本年から実施しますという、本年買収した場合には、全額特定支出になりますけれども、本年から実施せられますと、

本年購入したのは将来永久に特定支出に見られないということにもなる。それは全く立て方の根本が、適当でないからだと思いますが、再考の余地はないでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の点は前国会以来非常に御論議のあつた点で、非常に問題のある研究点であると私共考えておるのであります。来年度から施行いたしますとするならば、お話のごとくまさに来年度におきまして、そうした附加価値額に対して税率をかけられるわけでありますから、そうしてその総売上金額或いは特定の支出金額というものを、それ／＼来年度も押えて行くわけでございますから、

本年度の支出額というものは、これを見て行かない。そこで或いはこれに対して減価償却額と来年度において残します償却額を差引いた残存価額だけでも引いたらどうか。或いはそれを売却いたしました場合に、その部分を売

上金額に見ないようにしたらどうかと
いうような調整の案もあると存じま
すが、私共といたしましては、やはり
その前年の附加価値額を押えて行く
ということを根本に考え、又一面今後
売却をいたした場合にこれを差引くとい
うようなことにいたしましたも、果し
てそれはいつ買ったものであるかどう

か、場合によりましては非常に明確を欠くようなこともございまして、或いは非常に悪く考えますというとか、何か差引くというような場合にはこれをわざ／＼売って買直すというようなことも考えられますし、いろ／＼考えまして、私共といたしましては、現在提案をしてございますような、その点について何ら措置をしないという形

のものか一応適當ではないか、かように考へておるようなわけであります。

○大矢半次郎君 次に銀行業とが、無盡業につきましては、経過的に一年特別の課税標準の算定を用いておりますが、これは一年実施を延期しても尚こういうことを認める必要があるのではありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 附加価値の算定の特例を運送業でありますとか、銀行業、要するに金融業等につきまして認めておるわけでございますが、これはやはりその業態の性格から申しましても、非常に人件費の特に多いようなものにつきましては、若干の負担の軽減、調整を図るというような考へ方

で、ただ一年間の特例として原案においても残しておつたのでございますが、一年実施を延期いたしまして、準備につきましては万全を期し得られると存じまするが、やはり負担の軽減につきましては、原案を初年度において

はそのまま維持して行きたいというよ
うな考え方から、二十六年度につきま
しては、同様にこれを認めるというこ
とにいたしましたのであります。併しこ
れは飽くまでも本来の附加価値の算定
方法の選択でございまして、従つて私
共としてはこういうものを残しまして
も、左程大きな不均衡はない、かよう

に今考えておる次第であります。

○大矢半次郎君 最後に今の問題に關連しまして、地方財政に關する参考計數資料の中にあるが、附加価値税と取引高税、事業税、事業税及び特別所得税との税額に關する比較を見ますと、他の税目は大体附加価値税の方が軽減になつておりますが、農業協同組合に對する附加価値税は非常に増額になつております。従つて今の銀行、保險、無盡に對する考慮が適當とするならば、やはり農業協同組合方面に對しても同様の考慮をする必要があるのではなからうかと考えますが、この点は如何でしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の点はまさにこの表にございします。要するに、二、四九倍ですが、そのくらいになつておるわけでございますが、農業協同組合に關しましては、附加価値税の算定の方式の中に公益事業と申しますか、そういう方面に農業協同組合がその経費を支出したした場合におきましては、その部分を特定の支出金額として附加価値税から控除することによりまして、又更に農業協同組合がその事業分益等に應じまして、組合に配分いたします分配金等に對しまして、これ又特定の支出金額から控除するといふようなこともいたしております。そういうことによつてやはり或る程度の負担の軽減が考へられておると思ふのであります。又同時に農業協同組合を構成いたしております個々の農家に對しましては、附加価値税を全く、單に從來のように所得だけでなく、農業につきましてこれを全然取らないといふような形にもいたしておりますし、かれこれいた

しまして農業につきましては、二十四年度に比較いたしまして大体六八%、七〇%くらい程度の負担にしかならないような相對計算になつておりますし、個別的に農業者の所得に對する負担を考へまして、これは商業者、工業者或いは勤勞者に對しましてより、とにかく一番負担の軽減が行われておるような状態にございまして、そういう点から考へまして、農業協同組合自体には或る程度の課税は止むを得ないと思つてございしますが、一方その構成員に對しましては負担の軽減を考へておるといふようなことをかれこれ考へまして、その附加価値税だけをとりますと、そのようになつておるわけですが、全体的にはやはり軽減されておる、かように私共は考へておるのであります。

○油井賢太郎君 地方財政委員会に出された大臣の提案理由の説明を見たのですが、これを拜見しますと、この前の国会におきまして一体どういふ点が国民のいふゆる代表である国会において反對されたかといふことが少しも諷つてなくて、ただ簡単にまあ地方財政の成立が遅れたから又改めて出したと、こういうようなことを言われておる。結局今伺出されたこの法案の根本趣旨といふものは、一体国会において、非常に税負担が高いので、それを修正するためにあつたやうな反對されたといふところを取入れたのか、或いは取入れなかつたのか、その点事務的の方の立場から一応御見解を承つて置きたいと思ひます。「しつかり答えて下さい」と呼ぶ者あり。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の負担が多過ぎるから軽減せよといふ趣旨と、前国会の議論をどの程度考へたかといふことでございしますが、これは先程衆議院説明申し上げましたように、固定資産税につきまして、先ず標準税率を一・七五といふのを百分の一・七に

と、前国会の議論をどの程度考へたかといふことでございしますが、これは先程衆議院説明申し上げましたように、固定資産税につきまして、先ず標準税率を一・七五といふのを百分の一・七に

○油井賢太郎君 只今の答弁中、固定資産税が収入においては實際において一・七五だけ切下げられた。一・七五から一・七に下つたのですから一・七五から見れば三%の切下げです。それは金額にしてどれだけの切下げになるか。それから又あなたの方から提出された地方財政に關する参考計數資料の中の(四)の改正前後の地方税収入比較表を見ますと、改正前が千八百四十

八億です。改正後においては千九百八億です。六十億も増えておる。これだけで軽減をするような方策をとられたといふことは、これは正反對の結果を生じておるとしか考へられないのです。この点について説明して貰いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の〇・〇五%だけ固定資産税の税率を下げ得ることによつてどれだけの税額、金額上の違いが出て来るかといふことでございしますが、これは大体十五億見当であると思ひます。

それから今の表につきましての御指摘でございしますが、二十五年度が、この新しい税法案を施行いたしましたものと仮定いたしまして、千九百八億でございまして、若し現行地方税法をそのまま継続して参りますといふふうに仮定いたしました場合に取れますものが千八百四十八億なのであります。私共といたしましては、国税、地方税全体を通じて大体三百億余の減税になつておることを考へております。国税において約七百億減税いたしますが、地方税において約四百億増税いたしたと、大体差引三百億の減税といふことになるわけでありまして、従つて国民の総合的な負担といたしましては軽減なると、こういうことを申しておるわけでありまして、地方に關します限りは、これは來年度は、ここにございしますように、昭和二十四年度は千五百二十四億の税収入が見込まれるのでありますから、それに対して千九百八億でございしますが、それに対して千九百八億余の増収になるのであります。この増収は専ら市町村にこれを與へるといふ形にしておるわけでありまして、これは從來からの市町村の財政の窮乏を救

い、又シャウプ勧告の線に基きます地方自治の確立を期せんと、こういうためにさういふにいたしておるのでござい

○油井賢太郎君 そうしますと結論に案と、今伺出された法案との、実施された點に對する相違といふものは、むしろ増えたとおるというだけであつて、一つも減少されてないわけ、こういうふうには我々解釈していいわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方財政全体の計画といたしましては、只今御指摘のごとく何ら變更いたしておりません。今の固定資産税が余計取り過ぎるであらうといふ、その御心配から見地に立つた修正をいたしておるわけでありまして、これはやはり五百二十億という数字は前のままで押えておりました。又事業税と附加価値税を切換えましたけれども、これはやはり附加価値税と同じように五百二十億といたしておりますが、全体としては變りはありません。

○油井賢太郎君 次に平衡交付金の交付は實質的に大分遅れております。實際的に最近漸く平衡交付金が地方に廻つて來た。その間における地方財政のいわゆる借入金といつたようなもの、賄つておる実費等についての、政府における将来の負担をどこに帰属させるか。そういう点は現在どんなふうになつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方税法案が不幸前国会で成立をしなかつたために、現行税法につきまして臨時税的なものはそのまま徴収を認めますが、新稿に切り換わるような、或いは根本的に改正してありますものは一

時徴税を停止しておるわけでありまして、そのための臨時措置といたしましては、政府では四月に、第一四半期におきまして地方財政平衡交付金を四百億、それから短期融資を二百億、合せて六百億を考へております。その外に長期債として四十億のものを考へております。第一四半期はそのようなことで大体財政計画は辻褄が合うようにいたしております。第二四半期におきましては、七月に地方財政平衡交付金を二百十八億出すことになりまして、これをすでに手続を運んでおります。それから更に短期融資といたしまして、八月、九月に九十億ということも予定いたしております。これはまだ関係方面と短期融資の点につきましては最終的な決定になつておりませんが、そういうふうな考へております。これらの臨時的な措置によりまして、それから第二四半期におきましては、尙長期債を百十億考へておりますが、これらの金融措置、並びに財政平衡交付金の暫定交付金よりまして、大体全体の財政計画として辻褄が合うようにいたしておるのでございます。が、何分一万有餘の地方団体でございまして、必ずしも皆同じところには届くような点には行かないので、御指摘のような点は、或いはあるかと思ひますが、政府といたしましては、地方財政委員会と連絡をしまして、支障がないように努力して参りたいと、かように考へておるわけでございます。

○委員長(岡本素祐君) 油井君に申し上げます。只今御質問の点は地方財政委員会第七国会の継続審査で一府政府から表を取つております。それは古くやつておりますから、新たに取直して

皆さんのお手許に廻すことにいたしました。五月十一日現在のがございます。最近のものを調べて出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の資料でございますが、それはお手許に差上げました中にあるのでございます。それは十八頁ですね。この資料です。かゝる呼ぶ者あり。この地方財政に関する参考資料の(四)の十八頁のところ、地方財政第一四半期及び第二四半期月別收支状況調というのがございます。これで申し上げますと、歳入の方、平衡交付金が総額千五百億、四月、五月二百億、六月百十八億、合計三百十八億というものが当初の計画であります。地方債が四十億であります。これが元の計画であります。歳入の方はその下のほうにございますが、計いたしまして第一四半期は千二百四十八億、この千二百四十八億と、今の歳入計の九百六十六億との差額の二百八十二億が不足いたしますので、その措置といたしましては、八十二億の平衡交付金、短期融資を二百億、そして二百八十二億を出しまして、過不足を消すと、こういうことになるのであります。これを引くため申し上げますと、本来の計画は平衡交付金三百十八億、追加があつて八十二億、合せて四百億であります。それから短期融資が二百億、それでさつき申し上げましたような数字になるわけでありまして、

○油井賢太郎君 私の質問の半分は分つたのでありますが、残りの半分です。この交付金の交付が遅れているために、地方では利子の負担等において相当悩んでおる。その利子の額はどのくらいになつておるのか、或いはその負担はどのような方法で以て処理するか、この点を更に一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この短期融資の關係でございますが、第一四半期、第二四半期を合せて二百九十億あるわけでありまして、これは年度内に無論償還をするわけでありまして、仮に六ヶ月ぐらい借入れて置くというようなことで計算をいたしますと、十億前後ぐらいになるのではないかと考へておりますが、この短期融資の利子と申しますか、利子の財源措置につきましては、これもこの御参考の十九頁の3のところでありまして、ここに「前項の短期融資に依る地方団体の利子負担に伴う地方財政需要の増加に対しては、別途必要な財源措置を講ずること」と。こういう点政府としては方針を決定しております。今これの具体的措置を如何にするかということの研究中の次第であります。

○油井賢太郎君 趣旨は要するに地方税法案が参議院で反対されて成立しなかつた。そのために地方の財政は非常に苦勞をしてやうたい仕事もできなかつた。そういう点について地方財政の面にある人々から、我々参議院で反対した組は非常に非難を被つた。ところが政府側においてはあの選挙中においても決して、まああなたが今おつしやつたように、迷惑のかからないような措置をしたということは聴いていないのです。ところが今あなたのお話によつてみると、何にも支障なく今まで来ていると、こういうのです。大案その間食違ひがある。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の点でございますが、これは何と申しまして、この短期融資といたしましては結局年度内に償還をいたさなければならぬのであります。地方団体としてはそれを買い取りになるものではないのであります。従ひましてやはりこの地方税全体として速かに徴収し得る状態に置いて頂くということが、根本的な解決の要点でありまして、この点は大臣の提案理由の説明の中にも、これは如何にも止むを得ない暫定措置であつて、事態の根本的解決はどうしても新地方税法案の速かな成立をおいては、外にこれを求めることができないのである、というところを大臣も申し上げておる次第であります。私共といたしましては、一応辻褄は合つておりますけれども、今の場の辻褄を合しているといふだけでは、どうしても一刻も速かにこの地方税法案を通過して頂くといふ、かように考へておる次第であります。

○油井賢太郎君 どうも今の説明は納得いかないのですが、これから先は大変懸念されるような話ですが、すでに四月から今日までの間に相当の支障があつたかどうか、あなたの先程の説明では何ら支障なく地方財政は行つていふ、というふうな聞きかたに聞かれないのです。その点はどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今日に至りますまでの間におきましては、先程ちよつと申し上げましたように、全体の中央の財政計画といたしましては辻褄を合しているわけでございますが、例えば短期融資の借入の問題といたしましても、地方団体としてはそれと、所定の手続を踏まなければなりません。従つてそのためにいろいろ時間がかかるというふうなことで、借入れらるべきものも借入れられないというふうなこと、やはり現実には数多くの市町村でございまして、非常に困窮をしておりますものがある、かように考へております。

○相馬助治君 鈴木政府委員に一つお尋ねしますが、一昨日の本会議で岡野大臣が、今度提案された地方税法案が国会において成立しなかつた場合にはどうするのだという同僚議員の質問に答へて、そのときには何らかの方法で善処するといふ意味の答弁をしておる事実をあなたは知つておられますか、知つておられますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 私はその時には遺憾ながら議場におりませんので、そのお話は伺つておりません。

○相馬助治君 甚だ大事なことを不勉強であることを遺憾としております。そういうことを言つております。そこでこれは前に、成立してはなかつた

きには地方財政平衡交付金の六百二十億を概算交付したり、それから不足資金については大蔵省の預金部より短期融資をして暫定措置をやつております。でそれに類するやうなことを、いわゆる大臣のいう善処するといふ具体案をあなたの方では事務的な立場からどういふふうに考えておられるかどうか、その内容について予めお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 私共事務局といたしまして、今度の国会におきましては何といたしても一つ地方税法案を通過さして頂きたいといふ念願に燃えておりました。まだ事務的にはそのような事態の場合に処します方法としては何も考えておられないのであります。

○相馬助治君 その念願に燃えておることは非常にまあ御自由であり結構であります。が、現実の問題として私共の承知しておりますことは、前の国会において成立しなかつた、即ち議員諸公がこういう法律案ではいけないとして、そういう結論に達した、その反省の上に立つて政府は今般の地方税法案を提案するものと我々は了解してゐた。(その通り)と呼ぶ者あり)ところが現実には只今同僚議員の質問のうちに、そういう反省の上に立つていない、従つて私共といたしましてはこれが不成立に終るといふことは單なる杞憂でなく十分考えられる。それで賢明なる主幹大臣は、その場合に善処するといふ言つておられるのであるからして、私は大臣がいる場合において再び大臣に対して質問すると同時に、事務局に対して質問する用意を持つておりますが故に、十分なる準備をされ

ることを要求して置きます。

次に私の聞きたいことが一つ、この教育財政の問題について本日は大蔵委員の方からいらつしやるので、関連しておると思うのでその点を一点事務的の面からお尋ねして置きたいと思ひます。今度の改正法案によりますといふと、義務教育費といふものが全額地方財政によつて賄われることに相成ります。でこれは現在の日本の置かれて

おる地方財政の現実、教育の現実、この二つの上に立つてこの地方財政に賄わせることによつて我々は教育の機会均等、即ち憲法に謳つておるところの教育の機会均等が破れるといふ見解に立つておるのであります。が、これについて地方自治庁においてはどういふ見解を持つたかといふことを基本的に先ず一つお尋ねいたします。その理由は、どうあつても各県がこれは財政の面から不統一になる。そして現実には市町村においては負担でき得ない限界にまで達することが、その特殊な、曾て貧弱町村といふやうな言葉で言われた村においては現われることがはつきりしてゐる。そういう観点からあな

た方はこの問題をどう考えるかといふことを一つお聞きしたい。

第二は、新しい財政計画によるといふと、この教育費を市町村に何%賄わせる、府県に何%賄わせるというところを具体的にあなた方は指示する用意があるかどうかといふこと、指示する用意があるかといふこと、大体府県に何%、市町村に何%これを持たせるといふふうな考えておられるかどうかを、数字の上から御説明願ひたいと思ひます。

第三は、この提案理由を見ますといふと、従前地方民が寄附金のために苦しんでゐたその状況を打破すると、こ

ういふふうな點に謳つてあります。ところが現実の問題としては、教育の人員費その他は法律的にはつきりして参ります。が、いわゆる経常的経費、内容的に申しますれば校舎の維持費であるとか、教材、教具、校具等の修繕、購入費であるとか、或いは特殊なものとして給食に關する設備であるとか、こ

ういふものに対して地方自治庁としては財政の面から監督的な措置をなさる用意があるかどうかといふこと、即ち市町村にこゝういふことを勝手にするものはしる、しないものはしない、よろしい、即ち場所によつては寄附金によつて賄うことを許すといふ、そういう放任的態度をとるかどうか、これが質問の第三点。

第四点は、六・三建築費です。この六・三建築費はこれは前の国会においても自由党と言わず、国民民主党と言わず、社会党と言わず、これは超黨派的に現在の六・三建築費といふものは殆んどが地方民の強制寄附によつて賄われておるといふ現実を打破しなければならぬといふことが言われて来ております。政府においても二十五年

度から二十九年にかけてその半額は起債によつて、又半額はこれを政府の交付金によつて賄うという態度を以て来られて、本年度においても補正予算において十五億、本年度の一般予算で四十五億、合計六十億といふものがここに計上せられておるといふ事実を私共は知つておられますが、今後この問題は計画通り地方税法案が成立すると否に拘わらず、六・三建築の費用といふものを政府が賄つて行く用意がある

のかどうかといふこと、こゝういふことについてお聞きいたします。尙具體的

にこの教職員の定員に關する費用その他がござりまするが、これは非常に細かいことになりまゐるので、これは私は地方財政委員会の方で別途質問したいと思ひますが、以上四點について鈴木政府委員の御答弁をお願いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 義務教育費の關係について今後の運営が一体どういふふうになるか、貧弱町村等におきましてはいよいよ教育費の支出といふものが窮乏になりはしないかといふやうな趣旨の御心配が第一点であつたと思ひますが、この點に關しましては地方財政平衡交付金におきまして教育費測定の一つの対象として確保いたしておりました。児童数なり学校数、学級数といふやうな三つの測定尺度によりまして、教育費の算定をいたすことにいたしております。これの具體的の算定方式その他につきましては地方財政委員会でご研究中でございます。これは文部省とも勿論打合せをいたしまして、最終的に決めることになつてお

思ひます。従ひまして仮に貧弱町村でございまして、教育費につきましては最低の基準は維持され得るであらう、かように私共は考えておるのであります。

それから教育費につきまして、府県と市町村との割合をどうするか、どういふふうな考えかといふことでござ

います。これは今御案内のごとく、市町村の教育委員会といふものは昭和二十七年までに設置せられることに相成つておると存じますが、今年なり来年なりそれまで来てゐるわけでありま

すが、その場合に一体教員の俸給といふものを現在府県が負担をいたしてお

りまするがごとく、そのまゝの形態を保持して行くか、或いはこれを市町村の負担にするかといふことで、府県と市町村に対する財源の配分の問題につ

きまして、非常に大きな振り廻りがあるわけでありま

むことになる。均等割だけでとそう
いうことになるのでありまして、それ
以上に更に均等割までやめるといふこ
とは、余りにも負担が重なり過ぎる
といふこと、又地方債は法の原則と
同時に、地方団体から受けております
各種のサービスに対する反対給付と
いうような受益原則をも考へて行かな
ければなりませんので、そういう見地
から少くとも法人は事業をいたしてお
ります以上は、その事業分償に或る
程度応じた建前の均等割くらいは出し
て貰つてもいいのではないかと、かたが
た市町村民税に期待しまする税額の上
から申しまして、これを取りません
と非常に額が少くなりますので、法人
につきまして特にシャープ勧告と違ひ
まして均等割は取る、こういうふう
にいたしたようなわけでございまして、
法人にだけ従つて特にお考へておるこ
うなことではないのであります。そのた
めに農村の一般住民に対する負担がそ
れだけ重くなりはいかぬといふこと
でございまして、この点につきまして
も、農業につきましても、或いは林業
につきましても、附加価値税としては
免税を考へておられますし、全体とし
て今回は負担の均衡化、公平化を考へ
ておりますので、先ず私共としては
御心配のような点はあるまい、かよう
に考へておるのであります。

ので、それを見て頂きたいと思いま
すが、大体概略を申し上げます。土地に付
きまする税が二百八億、家屋がやはり
同額、償却資産が九十九億でございま
すか、それくらいの数字になると思つ
ております。

それから交付金につきまして、最後
の質問はどういう……
○中田吉雄君 交付金の残りの各府県
別の……

○政府委員(鈴木俊一君) その点は実
は八月三十一日までに交付金の額を地
方財政委員会が決定いたしますようになつ
ております。従つてその額が決定した
しませんが、あとどれだけや
かというようないふことが分らないわけ
でございまして、只今はちよつとその資
料は提出することが困難でございま
す。よろしくお願いいたします。

○野澤壽君 只今の中田さんの質問と
さつきの相馬さんの質問ですね。これ
は政府委員に一つ注意を頂きたいと思
うんですが、この平衡交付金の問題と
その他預金部資金ですね、心配のないよ
うにするといふことを地方財政所管の
大臣が言つたんですよ。あなたはその
の平衡交付金の処置その他が分らない
という状態でしょう。かような無責任な
ことを大臣がああいう本会議の席上で
言うに至つては誠に我々としても迷惑
です。ですからこの点も本場に平衡交
付金を一千五十億以上に殖す用意があ
り、平衡交付金を改正する用意があ
つてさうなことを言うのか、或いは
大蔵当局との間に何かの緊急的財政措
置を講ずることに話ができてるのか、
か、こういう点を十分話合つて見ない
か、あなたのような事務的の答弁と、あ
あいう正式の答弁と食ひ違つては誠に

我々審議の上に迷惑ですから、この
点をはずきりお願いしたいと思いま
す。

○政府委員(鈴木俊一君) 御注意の点
は十分承知いたしました。御趣旨は
大臣とも十分連絡いたしました。私も大
臣からのまだじき／＼の話を伺つてお
りませんので、大臣が如何ようにでも
考へよといふことであれば或いは又考
えまするけれども、只今のところはま
だ……昨日も議場に合せなかつた
ような状態でございまして、特にまだ
話をしてないような状態でございま
す。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと申上
げます。鈴木政府委員は三時半に総司
令部に出頭を命ぜられておりますので、
で、それで政府委員といたしまして、
地方財政委員会の事務局局長萩田政府委
員が参つておりますので、地方財政委
員会関係につきまして、萩田氏に御質
問をお願いしたいと思ひます。

○鈴木直人君 私は極めて簡単なこと
で事務的なことを一つお聞きしておき
たいと思つてます。それは地方税法案
の不成立に伴う地方財政善後措置に関
してのことでありまして、その第一点
のいわゆる暫定的な短期債を以て、短
期債を地方団体に融資して、そうして
今やつておるわけでありまして、こ
れに對するところの利子の補助その他
につきましては、別途必要な財源措置
を講ずるといふ閣議決定があるという
先程の説明によりまして、期待を持つ
て了承いたしましたのでありますが、
更にもう一つ現実の問題といたしまし
て、先般私と三木治朗議員と二人でも
つて北海道を十二日間地方行政委員会
から派遣を命ぜられまして、市町村を

視察したのでありますが、その際に、
どの市町村におきまして、同じよう
に我々におつしやつた点があるのであ
ります。それは大蔵省預金部資金から
短期債、或いは長期債も加わるのであ
りますが、問題は短期債であります
が、それを融資するといふことになつ
ておる。従つて割当等も事務的にはあ
るけれどもこの短期債、預金部から市
町村に金を融資するといふ際に、非常
に事務的に手続が非常に困難である。
こういうことであります。従つて極め
て簡単にこれが融資され得るならば、
市町村におきまして、非常にこれに
止むを得ないことであるからして、喜
んでおるのであるけれども、現にこれ
の融資を受けようとする、手続が非
常に煩雜であり条件が加えられ、官僚
主義的な、官僚主義的な煩雜、わし
のために実質において、これが非
常に実行困難に陥つておる。従つて市
町村当局等がわざ／＼東京まで二回も
三回も来なくてはならぬといふこと
にもなつておつて非常に費用もかか
る。こういうような状態である。若し
全国の市町村が全部大蔵省まで出頭し
て、手続しなければならぬといふこと
になれば、非常に町村が多いのであり
ますから、而も出頭するだけならそ
れでよろしいが、非常にこの手続上困
難であるために、まあそれなら借り一
時借りてやるしかないといふ気分にな
つておるというところを、いづれの市町
村の当局からも聞いておるのでありま
す。政府といたしましては、これは短
期債は大蔵省の預金部資金として五月
までには百十億、六月までには九十億
と二百億、それらによつて賄うので

ある。或いは八月については七十億、
九月については二十億というように、
非常にこれは楽々できて、そうして現
實的に市町村においてはこれによつて
喜んでやつておられるように説明はな
つておるけれども、實際はそうでない
といふ現実のようであります。これに
ついて實際においてこの通り全く極め
て簡単にこれが町村間において融資が
行われておるといふ事実であるかどう
か。この点をこれは暫定措置として当
然行われつつあることであり、本日も
恐らく全国の市町村において、そよう
う手続が行われつつある問題でありま
すから、一応お聞きしておきたいと
思ひます。

○政府委員(萩田保君) おつしやいま
したことで誠に御尤もでありまして、実
は我々の方でもそういう声を先般聞き
ましたので、調査してみまして、こ
ろ、手続の關係等が非常に煩雜な
借りるべきものも借りないといふよう
の計画だけの数字も出ないといふよう
な事例がございまして、至急大蔵
省の預金部当局と打ち合せまして、こ
の手続の簡易化、迅速化を図るよう目
下努力しておりますので、最近は余程
改善されたと思ひます。

○鈴木直人君 努力中だといふことで
ありますが、財政の逼迫は現段階にお
いて市町村が一番困つておると思いま
す。これは一二ヶ月前までにおいては
別だと思ひますが、現段階においては
相当市町村とも地方の銀行から臨時的
に市町村の信用によつて一時借りてお
るような現状で、それも段々と日にち
が経過するに従つて地方銀行において
も貸すところの限度がなくなつて来て
おる。勿論八月一日から税法が實現す

ある。或いは八月については七十億、
九月については二十億というように、
非常にこれは楽々できて、そうして現
實的に市町村においてはこれによつて
喜んでやつておられるように説明はな
つておるけれども、實際はそうでない
といふ現実のようであります。これに
ついて實際においてこの通り全く極め
て簡単にこれが町村間において融資が
行われておるといふ事実であるかどう
か。この点をこれは暫定措置として当
然行われつつあることであり、本日も
恐らく全国の市町村において、そよう
う手続が行われつつある問題でありま
すから、一応お聞きしておきたいと
思ひます。

○鈴木直人君 努力中だといふことで
ありますが、財政の逼迫は現段階にお
いて市町村が一番困つておると思いま
す。これは一二ヶ月前までにおいては
別だと思ひますが、現段階においては
相当市町村とも地方の銀行から臨時的
に市町村の信用によつて一時借りてお
るような現状で、それも段々と日にち
が経過するに従つて地方銀行において
も貸すところの限度がなくなつて来て
おる。勿論八月一日から税法が實現す

るという期待であつて、仮にそれが成立したといたしましても、現にその税が市町村に入つて来るというものは北海道においてはほとんどない間に、或いは平衡交付金等によつて行なわれなければならないことになるわけであり、勿論いふゆる一つの税法が確定したならば市町村議会において年間の一定の計画を立てて、そして基本的な一年間の計画の下に根本的な事業の計画を以て再出発をすることができるといふことは、地方税法の成立によつてそれが可能なことであり、それによつて、それが市町村議会において議決されてあり、

税が入らないというようになり、ますと、現実には金が入らない、こういうことになる。それはどうしてこの措置によつてやらなければならないということになる。その政府から借りるというものがなく、増やさない。今研究中ということであり、すけれども、いわゆる非常に役人の事務というところに煩わされるということが非常に多いと思つて、幾ヶ月はそういうことになると思つて、悪いが、もつと具体的にどういふ点が悪いので、そして今こういう点を除去しようとしておる、そしていつ頃からそれが打開できるかという御答弁を今でなくともよろしくごいますから近い機会において何つて置きたいと思つ

○政府委員(萩田保君) 後で……
○岩本哲夫君 私はこの際萩田さんに前国会以来の地方税法の推進隊長であつた役柄において一つお聞きしたいのですが、否決されてから地方自治体が

只今鈴木委員が御指摘になつたような工合に、非常に困難な状態になることは分り切つてゐる問題であります。これに對して政府は責任をどのように感じておるのか、その責任の所在はどこだ、あなたは見ておられますかを聞いて置きたい。

○政府委員(萩田保君) ちよつと非常に大きな政治の問題でございまして、私共事務官において申上げる限りでな

○岩本哲夫君 この地方税法が通らんと迷惑するが、この地方税法が通らなくても地方自治体の財政が確立すればそれでよいのか、どつちがよいの

○政府委員(萩田保君) 政府といつたことは国民の負担のこと、地方財政のこと、その他内外の諸情勢を考えま

○岩本哲夫君 まあ希望点は、前分つておるのですが、只今鈴木委員から御指摘になつたやうに、八月一日から仮に施行されたとしても、實際地方自治体の潤う時期は八月から三ヶ月

○政府委員(萩田保君) 只今のところは八月から新しい法律が施行されるものとしたしまして、九月までのその資金計画を立てておきますので、この通りやれば、仮に税法が通過いたしま

うようなことをしなければならんと思つて、そういう場合には何百億の想定でありますか、これはあなた事務局長である専門家であるから、一番よくお分りだろうと思つて、一応伺います。

○政府委員(萩田保君) 只今のところは八月から新しい法律が施行されるものとしたしまして、九月までのその資金計画を立てておきますので、この通りやれば、仮に税法が通過いたしま

○岩本哲夫君 それは差支えないといふことは御希望であるが、實際問題として十月から十一月やないかと地方自治体の手許には市中資金が集まらない

○政府委員(萩田保君) 今のは政府の期待しておりますが、法案が成立いたしますならば徴収に要する期間も見込みまして、この通り

○岩本哲夫君 前の議会においても政府は通ることを希望しておつたので、結局こういうことになつたので

○政府委員(萩田保君) 本年の千五百億は、只今申しましたような前年度におきます配付税とか、交付金とい

○政府委員(萩田保君) 只今のところは八月に施行されると考えておりますので、旧税法のことは考えておりませ

○小笠原二三男君 関連して事務的なことをお伺いしますのですが、資料の(四)の二十三頁、今まで先渡した平

○政府委員(萩田保君) これはここに書いてございまして、二十四年度に現実に渡しました第一種乃至第四

○小笠原二三男君 そうしますと、今後あと残つた四百億という残りの部

○政府委員(萩田保君) 本年の千五百億は、只今申しましたような前年度におきます配付税とか、交付金とい

うようなものと全然關係なく、先般の国会で成立いたしました地方財政平衡交付金法によりまして算出するのでござい

○小笠原二三男君 その最後の言葉でございしますが、従来ならば比例配分でもよかつたでしょうが、今度は全体配分になるわけで、やり過ぎてもう使

○政府委員(萩田保君) 還付しなければなりませんところは、今申しましたように新しい地方税法によりまして、それだけの税を徴収できるという計算

○小笠原二三男君 それじゃ最後に交

○政府委員(萩田保君) 本年の千五百億は、只今申しましたような前年度におきます配付税とか、交付金とい

○政府委員(萩田保君) 本年の千五百億は、只今申しましたような前年度におきます配付税とか、交付金とい

○政府委員(萩田保君) 本年の千五百億は、只今申しましたような前年度におきます配付税とか、交付金とい

おるのでしょうか。若しもできておるとすれば各費目について中間的な計算の基礎資料というものを提出して頂きたいと思ふのです。

○政府委員(萩田保君) まだ全国的な基礎資料を調査いたしておりません。それを調査する段階といたしまして見本を、都道府県は一府全部でございませうが、市町村は只今一割か二割のものを本格的に出しまして調査いたしまして、それによりまして大体どういふ見当で以て、本格的な調査をしたらいかというのを調べておる段階でございませう。

○木村八郎君 一点だけ伺ひしておきたいのですが、今度附加価値税の代りに、事業税の改正という形で出されておる税につきまして、先程の政府或いは又大臣の説明でも、附加価値税は流通税であつて、返還が困難だから事業税の改正という形で出した。これが大きな理由になつてゐるようですが、この附加価値税の性格については、前の国会でも伺つたわけですが、大臣の答弁は、政府は流通税というふうに規定してゐるのです、それでよろしいのですか、事務当局の考えを伺いたいのです。附加価値税は取引高税のように流通税なのかどうか、この点はずき一つ伺つておきたいのです。

○政府委員(萩田保君) 流通税、収益税という学問的な分類もあると思ひますが、実際問題として、いづれにいたしましても附加価値税は事業に對する税であることは間違いないのでありまして、ただ事業に對しまする税の中、まあ分けまして、一つは純益から支拂うというものと、一つは経費、コストから拂うという

性格の税と二つあると思ひますが、この附加価値税は後者の、要するにコストから拂うという税でございませう。従つて原則として、そのコストでございませうから、原価から逃れまして消費者が負担するのであります。が、これは理論でございまして、實際問題として、経済界の変動によりましては消費者に転嫁するといふ場合が稀にはあると思ひます。

○木村八郎君 それでは純然たる流通税にやないわけですね、大臣は簡単に流通税であるから転嫁できないので、附加価値税という形でない事業税の改正といふことで出した、こういうお話ですが、これについては御承知のようないらう。議論があるわけですが、流通税というように政府が統一されたか、そうしますと事務当局は必ずしもそう割切つて関連統一……そういうふうには解してゐないわけですね、今までは議論があつたのに、大臣は簡単に流通税だと言ひましたから、いづれにやういふふうに統一されたのか、その点を伺つておきたいのです。

○政府委員(萩田保君) 流通税といふ非常に正確な学問的な言葉はともかくといたしまして、要するに大体消費者に転嫁するのだという考えの税でございませう。従ひまして、それを簡単に表現するために、所得税、収益税でなくして流通税と、こういうふうな簡単に申されておるのだと思ひます。

○中田吉雄君 前の国会で否決されましたが、総司令部といふ、折衝されたように新聞紙上でも拜見いたしました。が、ここに出されました案は、国会の修正権といふやうなものを認め

るやうなものであります。か、或いは最後の案の、或いは、折衝の過程においてどういふ経緯になつておるか、その点を一つ承わりたいと思ひます。

それから第二番目に、今度の地方税はいろいろ、な点で大きい改革がなされましたが、徴税技術といたしまして都道府県税はその徴税を市町村に委任することができないという規定も、画期的な変化の一つであると思ひます。問題があると思ひます。設けられて、そこで例外規定がいろいろ設けられて、それがどういふやうな税は都道府県が委任せざるやない、どういふやうな内容は委任しなくてはならんかといふやうな調査でもありましたが、一つお知らせしたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 第一の御質問の点でございませうが、いろいろ、司令部と修正の点に折衝いたしました。が、最後の案にこれが政府も最善であり、司令部も最善であるという意味におきまして提案してゐるものでございませう。従ひまして、この原案が国会におきまして通過せられんことを望んでゐるわけでございます。勿論国会に修正権は完全にあると存するものでありまして、これを案をお決めのとき、更に司令部と折衝されました。更にそれが認められるかどうかお前の見通しを言えとおつしやつたやうでございませう。これは私からちよつと申上るべき限りでもないと思ひます。で、差控たいと思ひます。

それから第二の道府県税を市町村に委任するといふ問題でございませう。が、これは原則といたしまして、道府

県税は市町村にその賦課徴収を委任しないのであります。が、ただ例外的な場合、法案に列記したやうな場合に委任するのであります。これは只今御質問にありましたやうに、どういふ種類の税目というやうに、税目によりまして區別するといふやうな考えは持つておりませう。むしろ非常に辺鄙な所であつて、道府県でみずから行つて徴収することが適当でないとか、或いは賦課徴収の過程のうち現金の拂込み、つまり県まで納めて来ずに、市町村の収入税に納めて置く方がよいという意味におきまして、徴収の一部を委任して

も差支えないと思ひます。

○中田吉雄君 その問題ですが、非常に人口の集積したやうな所は大体よいと思ふのですが、非常に山山漁村の多いやうな所ではこの例外規定が一般化しやせんかと思ふのですが、それについて御見解どうですか。

○政府委員(萩田保君) 御承知のやうに、今度の改正税法の建前は、道府県に市町村もそれ、自分の徴収します税金につきましては、完全なる権限を持つておきます。逆に言へば、完全に自分で責任を負うといふ建前になつておきます。徴収を市町村に委任するといふことは、例外的に考へておるのであります。併し一方納税者の便宜といふ問題はございませうので、お説のやうに非常に辺鄙な所等におきましては、むしろ市町村に委任した方がお互ひの便宜になるというやうな問題もおのずから出て来ると思ひます。

○石川清一君 先程鈴木委員の申されました中に、北海道のことがありましたが、北海道のやうに一年を通じて半分が積雪地帯のやうな所

では、この地方税法の不成立に伴うところの財政資金の關係で土木建築の工事が八月以降僅か三ヶ月間しか行方期間がないのだからして、このことについてです。市町村長は過半数くらいは上京してゐるやうな事情でございませうが、この法案の不成立に伴うところの財政的な欠陥を補う、利子を或る程度、十億近いものを何とか考へるといふやうな建前の下にお考へを持つておるかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(萩田保君) 先程も他の政府委員から御説明がありましたやうに、この法案不成立によりまして一時借入金のための利子負担額は、これは形はまだ決まつておりませんが、如何なる意味合におきまして地方財政の持込みにならんやうにすることは決定しております。

○佐多忠隆君 そうすると、その利子負担は追加予算その他の形でやるつもりでございませうか。

○政府委員(萩田保君) 勿論追加予算を出すといふことも一つの方法だと考へます。が、必ずしもそれには限つておりませう。大臣は今日はいちやう見えないうです。

○委員(岡本愛蔵君) 今連絡をとらせました。が、まだ本会議に出ておるやうです。政務次官は……、間違ひいたしました。今司令部へ行つたやうです。

○油井賢太郎君 では暑さの折この辺で散会せられんことを……

○委員(岡本愛蔵君) 外に何か御質問ございませうか。

○鈴木直人君 もう一つ、済みませんが……、実は利子が政府負担という点であります。念のためにお聞きして

置きたいのは、現在予算で決まつてお
ります一千五十億の中からその次に
それを出すということは、何等の意味
をなさないのでありますから、そうい
うことはしないのであるという点を一
応はつきりして置きたい。

○政府委員(萩田保君) それはその通
りでございます。要するに一千五十
億と申しますより、四千九百億の総
額、これをそれだけ殖す、或いは他の
歳出を減らすということによつて処置
したいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ご
ざいせんか。それでは今日はこれで
散会いたします。次回は明日午後一時
の予定でございますが、大臣の出席の
できるときにしたいと思ひますから、
午前十時からお願いするかも知れま
せん。御了承願ひます。

午後三時四十八分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員

委員長

委員

岡本 愛祐君

石村 幸作君

岩沢 忠恭君

高橋進太郎君

堀 未治君

安井 謙君

小笠原三三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

吉川末次郎君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

岩本 哲夫君

石川 清一君

小市 清一君

大蔵委員

委員長

委員

愛知 揆一君

大矢半次郎君

岡崎 眞一君

九鬼紋十郎君

黒田 英雄君

佐多 忠隆君

野溝 勝君

松永 義雄君

森下 政一君

小林 政夫君

松山 昌作君

高橋龍太郎君

山崎 恒君

木内 四郎君

油井賢太郎君

森 八三三君

木村禧八郎君

政府委員

地方自治庁次長

地方財政委員

会事務局長

鈴木 俊一君

萩田 保君